

不動産担保ローン契約規定

本規定は、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「当社」といいます)の三井住友トラスト・ローン&ファイナンス保証付不動産担保ローンを利用する借主(以下「お客さま」といいます)に対し適用されます。

また、本規定は、お客さまの「三井住友トラスト・ローン&ファイナンス保証付不動産担保ローン契約書」により当社と締結した三井住友トラスト・ローン&ファイナンス保証付不動産担保ローン契約(以下「本契約」といいます)に対し適用されます。本規定に定めのない事項については、別途三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社(以下「保証提携先」といいます)との間で契約する「抵当権設定契約証書」の規定の他、当社の WEB サイトに掲示する住信 SBI ネット銀行取引規定等の規定の他すべて当社の定めるところによるものとします。

第1条 借入金利

1. 本契約に基づく借入金額に適用される金利を、借入金利といいます。借入金利は、本契約の定めによるものとします。
2. 当初借入金利は、ローン実行日現在において当社が定める金利とします。以後の借入金利は変動金利とし、第6条の規定に従うものとします。
3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更することができるものとします。

第2条 遅延損害金

1. お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%(1年を365日とし、日割りで計算する)の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。

第3条 元利金の計算方法

1. 利息はこの契約書に記載された元利金返済日(以下「約定返済日」といいます)に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は、毎月の元利金返済額および半年毎増額返済額(以下まとめて「約定返済額」といいます)ともに、均等とします(但し、本条6項の規定による場合を除きます)。
2. 利息は、原則として1年を12ヵ月として月割りで計算します。
3. 毎月の元利金返済額の利息は、通常、毎月返済部分の元金残高×借入金利×1/12で計算します。
4. 半年毎増額返済額の利息は、増額返済部分の元金残高×借入金利×6/12で計算します。ただし、端数月数が生じる場合には、増額返済部分の元金残高×借入金利×1/12×端数月数で計算します。
5. 変動金利が適用されている場合において、当初借入金利の変更がなされた場合の元利金返済額の変更は第6条の定めによります。
6. 借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第7条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1

年を 365 日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、第 1 回目の元利金返済額に加えて返済するものとします。

7. 最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。

第4条 返済用預金口座

当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下「返済用預金口座」といいます)とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。

第5条 約定返済

1. お客さまは、本契約に基づき、毎月の約定返済日に、約定返済額を当社に返済するものとします。ただし、半年毎増額返済月の約定返済日には、半年毎増額返済額を毎月の元利金返済額に加えて返済するものとします。
2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下「休日」といいます)にあたる場合、翌営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものととして取扱います。
3. お客さまは、毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とします。以下、本条において同じ)の前日(前日が休日の場合には前営業日)までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、約定返済日にその日の約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその残高相当額を返済に充てる取り扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。
4. お客さまが前項に定められた預入をせず、これにより約定返済日に約定返済額の返済をしなかった場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項ただし書と同様の取り扱いができるものとします。
5. 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合は、当社はお客さまの入金後いつでも返済用預金口座から返済金額を自動的に引き落とし、当社の任意の順序により本契約に基づく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。

第6条 変動金利の適用

1. 約定返済額

変動金利の当初の約定返済額は、その適用日現在の元金残高、最終回約定返済日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算するものとします。以降は、以下本条各項の規定に基づき約定返済額が見直されるものとします。

2. 変動金利の借入金利の変更

- (1) 借入金利は、当社の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下いずれも「短プラ」といいます)を基準とし、短プラの変動に伴って以下各号に定めるところにより変更されるものとします。
- (2) 前号による借入金利の変更は毎年 4 月 1 日、10 月 1 日(以下両日とも「基準日」といいます)の年 2 回行うものとし、今回基準日の短プラが前回基準日の短プラ(ローン実行後最初に到来する基準日

についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします)と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引き上げまたは引き下げるものとします。

- (3) 前号の変更による新借入金利は、基準日が 4 月 1 日の場合は 6 月の約定返済日の翌日から、基準日が 10 月 1 日の場合は 12 月の約定返済日の翌日から適用するものとします(以下、6 月の約定返済日の翌日および 12 月の約定返済日の翌日を「新借入金利適用日」といいます)。
- (4) 当社は、本項 2 号により借入金利の変更が行われる場合、新借入金利適用日の 1 ヶ月前までに新しい借入金利および毎回の元金返済額(以下「毎回返済額」といいます)の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。
- (5) 当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本項 1 号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取り扱いが廃止された場合も同様とします。

3. 返済額の変更

- (1) 本条 2 項 2 号により借入金利が変更されても、借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日を経過した本条 2 項 3 号の新借入金利の適用日までは、毎回返済額は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、毎回返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。
- (2) 当社は、借入後 5 回目の 10 月 1 日基準日(以下「毎回返済額計算基準日」といい、5 年ごとの応当日も同様とします)において、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条 4 項の未払利息に基づいて、毎回返済額計算基準日以降最初に到来する 1 月の約定返済日から次の毎回返済額計算基準日以降最初に到来する 12 月の約定返済日まで(以下「同一返済額期間」といいます)の新しい毎回返済額(以下「新返済額」といいます)を算出するものとし、それに従い、借主は同一返済額期間における最初の約定返済日のときより支払います。ただし、新返済額は変更前の毎回返済額の 1.25 倍を超えないものとします。なお、新返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、当該新返済額に係る同一返済額期間は変更しないものとします。
- (3) 当社は、原則として、前号の新返済額による返済の開始日の 2 ヶ月前までに新返済額(元金・利息の内訳)および借入金利などを当社所定の方法にて通知するものとします。

4. 未払利息

- (1) 本条 2 項により借入金利が引き上げられたため、支払うべき利息が所定の毎回返済額を超える場合には、その超過額(以下「未払利息」といいます)は新しい借入金利による初回約定返済日の次回以降の返済日に毎回返済額に含めて支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、その回の利息、元金の順とします。
- (2) 前号の取り扱いについては、毎月返済部分と半年毎増額返済部分は別に行うものとします。
- (3) 第 7 条の繰上返済をする場合に未払利息があるときは、繰上返済日にそれを支払うものとします。
- (4) 最終回返済額は、毎回返済額にかかわらず、残存元金とその利息に未払利息を加えた金額とします。

第7条 繰上返済

1. お客さまは、第 5 条に定める約定返済の他、当社に申し出ることにより、当社の承諾を得て、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終回返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。ただし、返済の遅滞等の特別な事情がある場合、当社は繰り上げ返済を承諾しないことができます。
2. 一部繰上返済
 - (1) 前項により、お客さまが指定した金額(ただし、当社所定の金額以上とします)を借入金残額の一部として返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。
 - (2) 一部繰上返済は、毎月返済部分と半年毎増額返済部分のいずれについて行うものかをお客さまが指定できるものとし、いずれかの元利金返済日にのみ行うことができるものとします。
 - (3) 一部繰上返済を行う場合、お客さまは、一部繰上返済後の返済について、最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択するものとします。ただし、一部繰上返済を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。
3. 全額繰上返済

本条 1 項により、お客さまが借入金残額の全額を一括して返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。全額繰上返済する場合には、毎回の元利金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日から繰上返済日までの、半年毎増額返済額についてはその繰上返済日直前の半年毎増額返済月の約定返済日の翌日から繰上返済日までの、それぞれの未払経過利息もあわせて支払うものとします。

第8条 返済条件の変更

第 7 条の申込については、繰上返済日の 10 営業日前までに、当社カスタマーセンターに申し出るものとし、その申し出を当社が承諾したときに、それぞれの各条項に基づき契約条件が変更されます。この場合、原則として当社から書面での通知などは行いません。

第9条 期限の利益の喪失

1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - (1) 第 5 条に定める約定返済を遅延し、次の約定返済日までに当該遅延した元利金額およびこれに対する遅延損害金全額を返済しなかったとき。
 - (2) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停の申立があったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) お客さまの預金その他の当社に対する債権、または債務の担保の目的物について、仮差押または仮処分、差押があったとき。
 - (5) 当社に対する他の債務について期限の利益を喪失したとき。
 - (6) 本契約にもとづく債務の保証提携先が、お客さまとの間の保証委託契約を取消または解除し、もしくは、当社との間の保証契約を取消または解除したとき。
 - (7) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。

- (8) 相続の開始があったとき。
2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。
- (1) お客さまが第 9 条の 2 第 1 項柱書および各号のいずれかに該当し、もしくは第 9 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 9 条の 2 第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。
- (2) お客さまが、本契約または当社との取引規定の一つにでも違反したとき。
- (3) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。
- (4) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。
3. お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
4. 当社は、お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、お客さまが当社に開設している預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとします。

第 9 条の 2 反社会的勢力の排除

1. お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 第 9 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をすることができません。また、当社に損害が生じたときには、お客さまがその責任を負うものとします。

第10条 当社からの相殺

1. 当社は、本契約による債権のうち、各約定返済日が到来したもの、または第 9 条によって返済しなければならない本契約による債権全額と、お客さまの預金その他の債務とを、その債権の期限または通貨の種類にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。この場合、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまにかわり諸預け金を払い戻し、お客さまの債務の弁済に充当することもできます。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日までとし、預金の金利については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

第11条 お客さまからの相殺

1. お客さまは、本契約に基づく債務と、期限の到来しているお客さまの当社に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。
2. 前項によりお客さまが相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達日までとし、預金の金利については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

第12条 充当の指定

1. 当社から相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、当社は債権保全の必要等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当に対して異議を述べないものとします。
3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により相殺することができるものとします。
4. 当社が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、当社は相殺することができるものとします。

第13条 債権回収会社への業務委託および譲渡

1. お客さまは、当社が必要と認めるときは、本契約にもとづき当社が有する債権に関して、「債権管理回収

業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社(以下「債権回収会社」といいます)にその回収を委託することができ、債権回収会社が当社に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。

2. お客さまは、当社が必要と認めるときは、本契約にもとづき当社が有する債権を、債権回収会社に対し譲渡することに同意するものとします。
3. お客さまは、当社が本条 1 項および 2 項の行為を行うにあたり、必要な範囲内において、債権回収会社に対しお客さまの個人情報を提供することに同意するものとします。

第14条 債権回収会社以外への債権譲渡

1. お客さまは、当社が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては信託を含みます)する可能性があること、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。
2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては信託の受託者を含みます)の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。

第15条 危険負担・免責条項等

1. 契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。
2. 当社が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。

第16条 告知、通知または照会の方法

1. お客さまは、当社よりお客さまへの告知、通知または照会をする場合に、当社のWEBサイトへの掲示、Eメールの送信による方法または郵便による方法等、当社所定の方法により行われることに同意するものとします。
2. 届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第17条 届出事項の変更

1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとし、また、これにより当社からの通知等が延着した

は到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

2. (1) お客さまについて、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。
- (2) お客さまについて、家庭裁判所の審判により、後見監督人の選任がされたときは、直ちに後見監督人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。
- (3) お客さまについて、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。
- (4) 本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出るものとします。
- (5) 本項 1 号から 4 号までの届出不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

第18条 住民票等の取得同意

本契約に基づく債権保全のためその他の事由により当社が必要と認めた場合、お客さまは、当社がお客さまの住民票の写し等を取得することに同意します。

第19条 諸費用の負担および支払方法

1. お客さまは本契約にかかわる次の各号に規定する費用を負担するものとします。
 - (1) 事務取扱手数料、繰上返済手数料、条件変更手数料など当社所定の各種手数料
ただし、これらの費用は、利息との合計で、利息制限法の範囲内とします。
 - (2) 本契約の印紙代
 - (3) お客さまに対する督促、権利の行使または保全に関する費用
2. 前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、当社所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、当社は当社所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、当社が受け取りまたは所定の先へ支払うものとします。ただし当社が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。
3. お客さまが保証会社に対して支払う保証委託事務手数料については、当社がその相当額を融資金から控除して、銀行名義で保証会社宛に直接振り込むものとします。

第20条 合意管轄

お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第21条 規定の変更

本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社 WEB サイトで相当期間公表することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。

第22条 公正証書の作成等

お客さまは、当社の請求があるときには、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまが

負担するものとします。

第23条 報告および調査

1. お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまの信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. お客さまは、担保の状況もしくはお客さまの信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。

第24条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定、預金口座取引一般規定の他、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第25条 その他特約事項

お客さまは当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により取引ができないことがあることにつき、あらかじめ承認します。

第26条 個人信用情報機関への登録等

1. お客さまは、下記の個人情報(その履歴を含みます)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から 5 年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から 1 年を超えない期間
不渡情報	第 1 回目不渡は不渡発生日から 6 ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後 5 年以内
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後 5 年以内
債権譲渡の事実にかかる情報	当該事実の発生日から 1 年以内
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等の情報)	照会日から 6 ヶ月以内
日本貸金業協会に貸付自粛依頼を申し入れたことを表す情報、その他の本人申告情報等	登録日から 5 年間

2. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 本条 2 項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません)

(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関

① 全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

Tel :03-3214-5020

② 株式会社日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp>

Tel :0570-055-955

(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関

① 株式会社シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

Tel :0120-810-414

以上